

事前協議の手続きフローチャート

【申請者】

【建築課】

【関係課】

【事前相談】

建築開発事業のうち、建築許可、開発許可、道路位置指定に関しては、事前相談から手続きを行って下さい。

申請に必要な添付書類を参考に付近見取図、土地の状況等のわかる書類一式(1部)

基準への適合性のチェック

道路部局の意見徴収
道路を築造する場合

約2週間

【事前チェック】

上記以外の建築開発事業に関しては事前チェックからの手続きになります。

第4条の図書一式(1部)
標識設置写真含む
(持回り済み調査書)

書類の過不足及び
記述内容のチェック
必要部数の検討

約1週間



各機関に許認可等の申請を行う前に事前協議を行って下さい。

書類の修正及び
必要部数の作成

チェック内容と
必要部数の連絡

↓

【事前協議】

事前協議申請
(本申請)

各課への意見書
提出依頼

各課での調査
及び検討

約2週間

都市計画法第29条第1項等の許認可申請は一部フローチャートが異なります。

意見書の確認・集約

意見書の提出



協議会設置による意見書の提出の場合があります。

指導事項に対する検討
各課との協議・調整

指導事項通知

↓

回答書提出

回答書の報告

回答書の
内容確認

約1週間

↓

事前協議終了

事前協議完了通知

支障ない旨の
連絡



完了検査等を実施する場合があります。